

富山県高岡市に残る銅板張り家屋の建築史的意義について

メタデータ	言語: ja 出版者: 武蔵野大学建築研究所 公開日: 2024-03-15 キーワード (Ja): 銅板張り, 看板建築, 町家, 昭和, 町並み, 防火対策 キーワード (En): 作成者: 佐藤, 桂 メールアドレス: 所属:
URL	https://mu.repo.nii.ac.jp/records/2000168

富山県高岡市に残る銅板張り家屋の建築史的意義について

Architectural significance of copper plate houses in Takaoka city, Toyama prefecture

佐藤 桂*
SATO Katsura*

銅板張り
昭和
看板建築
町並み
町家
防火対策

1. はじめに

富山県高岡市には、高岡城を中心とした近世の都市構造が今も残る。しかし家屋自体は明治中期頃までは火災によって何度も焼失し、その度に更新が繰り返されたようである。市内中心部は明治33年(1900)6月27日の大火でほぼ全焼し、その復興にあたり土蔵造りの町並みが形成されていった過程については、先行研究で明らかにされている¹⁾。以後、大きな火災はなく、第二次世界大戦中の空襲も免れた。

ところで、高岡市内には、建物前面に銅板を張った古い家屋が多く見受けられる(写真1~8)。これらは土蔵造りに比べて新しく、また裏通りに多いことから、既往調査では殆ど注目されることはなかった。高岡市教育委員会による町並み調査報告書でも、これらの銅板張り家屋は「昭和戦後期から昭和30年代までに建築され」たもので、「いわゆる「看板建築」と記されるにとどまり、積極的な評価や価値付けはなされていない²⁾。

しかしながら、筆者らのこれまでの調査によって、こうした銅板張り家屋が市内中心部だけでも300件近く残ることが明らかとなり、高岡の歴史的町並みを特徴付ける一つの重要な要素といえそうである。その分布と類型については別稿に譲り³⁾、本稿では、これらの建築史的意義について考察したい。

2. 「看板建築」とは何か

上述のように、銅板張り家屋に関する現在の認識は、一般に「看板建築」の域を出ず、それは高岡についても同様である。そこで、改めて「看板建築」とは何かを振り返ってみたい。

この呼称の生みの親である藤森照信氏によれば、「看板建築」とは、東京建築探偵団の活動の中で「たまたま出会った一群の建築形式」であり、堀勇良氏とともに、この呼び名を考案し、昭和50年(1975)10月11日に日本建築学会大会の席上で発表したとのことである⁴⁾。その著作でも詳しい定義は示されないが、当時、すなわち今から50年程前の東京の随所で観察された木造二、三階建ての商店建築(店舗併用型住宅)で、ファサードが看板のようにデザインされたものを指すことがわか

る。すでに広く浸透した呼称である反面、多くの実例が失われたことも事実であり、江戸東京たてもの園に移築保存されているものもある(写真9~10)⁵⁾。近年はレトロブームの文脈から一般書も刊行され、平成になって「リヴァイヴアル」した看板建築もある⁶⁾。

歴史的観点からは、これらの多くは大正12年(1923)9月1日の関東大震災後に建てられた商店建築で、大正14年(1925)3月から昭和5年(1930)3月まで続いた区画整理の後、バラックと称された仮設小屋を改造して生まれたものとされる。このとき、中心商店街は鉄筋コンクリート造に生まれ変わり、一方で周辺の商店街では、そのための資金も技術も不足していたため、木造のまま、ファサードを銅板やタイル等の不燃材料で被覆したり、モルタルで仕上げたりした。当時流行していたセセッションやアールデコ風の意匠もとり入れ、芸術家や大工らが一つひとつ工夫を凝らした前衛的なデザインが目立った。

区画整理では、大正8年(1919)施行の「市街地建築物法」に準拠して防火地区が指定され、道路を拡幅して新たな街区が整備され、既存の家屋を曳家するなど大掛かりな都市改造が行われた。これにより、江戸から続く町割りは大きく変化し、各戸の敷地は道路幅に削られ狭くなったことから、床面積を最大限確保するため二階建ての上をマンサール屋根⁷⁾とし、小屋裏を三階のように使ったことも看板建築の特徴とされる。また、妻入が多いのは、間口が狭く、奥行きが深い敷地で平入りにすると屋根が大きくなり、長材が必要となるため、これを避けたといひ⁸⁾、いずれも震災復興期ならではの制約がその誕生の背景にあったことが窺える。

なお、東京15区では、震災を境に土蔵造りが減少し、代わって鉄筋コンクリート造が増加した。しかし、圧倒的多数は依然として木造であり、その数が被災2年後にはほぼ回復していることから⁹⁾、多くの庶民にとっては木造のまま不燃化することが喫緊の課題であったことがわかる。防火のための被覆材料として銅板が多く用いられたのは、当時は安価であったためとされ¹⁰⁾、「市街地建築物法」によって防火地区内に求められた耐火構造を期限付きで免除する「東京府及神奈川県ノ市街地建築

物法適用区域内ニ於ケル假設建築物等ニ關スル件（勅令第 414 号）」、通称バラック令¹¹⁾が大正 13 年（1924）から昭和 24 年（1949）まで適用されたことにより、銅板張りが最盛期を迎えたとされる。こうした理由から、最も新しい銅板張りは昭和 25 年（1950）とあるが¹²⁾、これが高岡に当て嵌まらないことは注意を要する。

3. 高岡の銅板張り家屋と「看板建築」との相違点

藤森氏によれば、看板建築は震災復興期の東京から、次第に周辺地域へと波及していった。その分布は関東地方と中部地方（北陸、東海、甲信越）に集中しており、西日本には見られないという。また、北陸に関して金沢と富山県伏木の例が紹介されているが、同じ富山県でも高岡については言及がない¹³⁾。

これに関連して、実際、筆者らが高岡で確認した銅板張りの家屋は、古い裏道や旧街道沿いに並ぶ間口の狭い住宅が殆どで、「看板建築」と呼び得るような店舗兼住宅（写真 1）は、むしろ少数派である。現在までに記録した 295 件¹⁴⁾は、いずれも木造（一部は土蔵造り）、二階建て、平入りの町家建築であり、妻入りが見られないことも、上述した東京の看板建築とは異なる点として特筆される。

高岡の銅板張り家屋を、建築形式から見ると、大半は軒が壁面より前方に突出した通常の出桁造で、前面道路に対して 2 階壁面が 1 階壁面より後退した旧来の町家型（写真 6）から、2 階壁面が前面道路側に突出し、これによって 1 階壁面の方が奥まって見えるもの（写真 2、4、8）、2 階壁面と 1 階壁面のどちらも前面道路側に突出し、結果的に同一面となっているもの（写真 5、7）があり、下屋には瓦葺き、銅板葺き、短い銅板庇、庇なし、などのバラエティがある。年代に関しては、金屋町伝建地区では畠家（写真 3）が昭和 23 年（1948）と最も早い例であり、その他は昭和 30～40 年代の増改築に伴うものとされる¹⁵⁾。筆者らの聞き取りでも、昭和 37 年（1962）に既存の壁に銅板を張ったとの話があり、おそらくこの頃が多かったのではないかと推察される。なお、出桁造の銅板張りについて、藤森氏は「出桁造と看板建築の合いの子」¹⁶⁾と称していたが、高岡ではむしろこれらが主流であることは、改めて強調すべきであろう。

高岡では、屋根よりも壁が勝ち、軒先を隠すようにパラペットを立ち上げ、「看板建築」の様相を呈するものは、いずれも上記の町家型からの発展形と見なされる。これらは昭和初頭の都市計画街路事業で道路が拡幅または新設され、旧来の町割りの一部変更されたり、家屋が一部切除されたものに観察される特徴であることから、道路との関係の変化によって生じた形と見なされる。高岡では昭和 4 年（1929）頃より新たな道路計画が進められ、昭和 9 年（1934）には現在昭和通りと呼ばれる主要地方道高岡・氷見線の敷設工事が着工した。

このように高岡の銅板張り家屋は、近世から近代に至る町家の形式的変遷をも物語る。すなわち、1 階前面の下屋庇上に 2 階床が張り出して 2 階空間が拡張し、さらに道路境界線の位置まで壁面が張り出していくことによって半屋外空間が室内化し、結果的に箱型の建物ができていく過程である。高さ方向に関しても、特に 2 階は次第に高さを増していくため、年代推定の指標にもなる。

なお、同様の傾向は、東南アジアのショッピングハウスでも確認され¹⁷⁾、半屋外空間の室内化は板ガラスの普及とも関係が深いようである。日本でも一般住宅に板ガラスが用いられるのは昭和初期であり、広く普及したのは戦後になってからであった。今回の調査でも木製枠と型板ガラスを多く確認したが、これらが年代特定の材料となり得るか、今後検討したい課題である。

4. 建築法規から見た銅板張り家屋

前項で述べたように、高岡の銅板張り家屋は、震災復興期の東京に端を発する「看板建築」とは必ずしも同じ建築形式ではなく、歴史的文脈も異なっている。では、これらを建築法規上の防火対策として見た場合、どのように位置付けられるだろうか。

高岡を含む富山県下の明治期における火災予防対策については、初田亨・中森勉両氏による論考に詳しい¹⁸⁾。おそらく明治 14 年（1881）「東京防火令」の影響を受けて作成された、明治 20 年（1887）4 月 28 日富山県令第 48 号「火災豫防ノ爲家屋制限」を発端とし、同年 6 月 9 日富山県令第 70 号「家屋建築規則」、明治 27 年（1884）10 月 4 日富山県令第 54 号「建物制限規則」、明治 31 年（1898）9 月 30 日富山県令第 57 号「市街地家屋建築規則」、明治 32 年（1899）9 月 1 日富山県令第 51 号「建物制限規則」¹⁹⁾と順次、改正と更新が重ねられたことで、明治後期には東京と同じく国道や主要道路沿いに「防火線」として瓦葺き、土蔵造りの不燃建築を連担させる法制度が高岡市にも整備されていた。

高岡では、冒頭で述べた明治 33 年（1900）の大火からの復興にあたり、「建物制限規則」の指定区域内では耐火構造でなければ建築許可がおりず、主要道路沿いは仮家屋の状態が長く続いたという²⁰⁾。このことは、土蔵造りが如何に特別で高価であったかを示唆しており、同時に多くの庶民にとって、手の届かない厳しい縛りであったことを窺わせる。

大正期になると、大正 8 年（1919）4 月 5 日「市街地建築物法」によって、「火災豫防上必要ト認ムルトキハ防火地区ヲ指定シ其ノ地区内ニ於ケル防火設備又ハ建築物ノ防火構造ニ関シ必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得」（第 13 条）として防火地区を定め、都市防火政策は線から面へと移行する。大正 9 年（1920）11 月 9 日「市街地建築物法施行規則」の防火地区に関する条文（第 4 章）では、これを甲種と乙種とに分け、各地区内での壁（第 119 及び 126 条）、軒、軒蛇腹、屋窓、装飾塔の類

（第 120 及び 127 条）、窓及び出入口（第 121 及び 128 条）、屋根（第 122 及び 129 条）、床、柱及び階段（第 123 及び 130 条）、界壁（第 124 及び 131 条）に必要な耐火構造が示された。同規則で「不燃材料」とは、「煉瓦、石、人造石、「コンクリート」、鉛、「アスファルト」、陶磁器ノ類」（第 1 法第 10 項）のことであり、また壁の耐火構造とは、「厚一尺以上ノ煉瓦造又ハ石造」、または「厚四寸以上ノ鐵筋「コンクリート」造」（同第 13 項）を指す。これらの条文を読む限り、銅板張りは甲種防火地区では不可能であり、乙種防火地区では「準耐火構造」（第 126 条）として「其ノ他地方長官之二準スト認メタルモノ」（第 127 条第 3 項）に、かろうじて可能性があるに過ぎない。

そこで、富山県が定めた施行規則を参照すると、大正 15 年（1926）9 月 28 日富山県令第 152 号「市街地建築物法施行規則」、及び同令を廃止した昭和 7 年（1932）7 月 17 日富山県令第 29 号「富山県市街地建築物法施行規則」がこれに該当する。しかしながら、その条文にも、不燃材料や耐火構造として金属板（銅板）は言及されない。

戦後になると、同指定は昭和 23 年（1948）10 月 27 日「臨時防火建築規則」を経て、昭和 25 年（1950）5 月 24 日に制定された「建築基準法」が定める防火地域に引き継がれる。乙種防火地区を継承した準防火地域の中で、「準防火地域内にある木造の建築物は、その外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分を防火構造としなければならない」（第 62 条第 2 項）とあり、「防火構造」とは「鉄網モルタル塗、しつくい塗等の構造で政令で定める防火性能を有するもの」（第 1 条第 8 項）とあるため、やはり金属板（銅板）の言及は見られない。

以上から、建築法規から見た銅板張り家屋は、乙種防火地区の準耐火構造、あるいは、準防火地域の木造建築物の防火構造として建築可能ではあるものの、不燃材料として銅板を用いることは、条文には明記されず、あくまで個別の判断に委ねられたものであったことがわかる。東京や他地域と同じく、高岡でも、モルタルやタイル等による防火被覆も認められ、近年では新建材のガルバリウムやサイディングボード等に置き換えられている現状からも、ある時代に銅板が集中的に用いられたことは、何か特別な理由があったからと考えざるを得ない。

5. 歴史商都高岡における銅板張り家屋の建築史的意義

上述のように、震災復興期の東京において看板建築に銅板が用いられたのは、それが安価だったから、とされる。だが高岡の銅板張りが昭和戦後期であるとすれば、戦中には金属供出の対象でもあった銅は贅沢品であったに相違ない。しかし少なくとも高岡市民にとって、銅板は常に身近な存在で、板金職人も多くいたであろう。

歴史を踏まえれば、高岡は伝統的な鋳物産業の町であり、その起こりは開町時に遡る。慶長 14 年（1609）に

高岡城を築城した前田利長は、領内から 7 人の鋳物師を招請し拝領地を与えて保護したが、これが現在も金屋町として残る。利長の死後、元和の一国一城令（1615）により高岡城が廃城になると、三代利常は武家屋敷跡に町人を集住させて北陸道の付け替えを行い、以降、小矢部川水系の港を拠点に物資が集積し、街道沿いに商家が並ぶ都市基盤が形成されていく。近世の町割りを継承しながら、近代化に伴う防火対策として木造家屋の被覆が求められたとき、最も身近な材料として選ばれたのが銅板であった。それが関東での流行を踏まえたものであったとしても、材料面、技術面での伝統的基盤が高岡にあったことが、これを可能としたといえるだろう。

さらに今回、地元の人と話す中で、高価な銅板で家の正面を覆うことは、ある種のステータスであっただろう、という声も聞かれた。昔の家はお金をかけるもので、安く済ませようという考えはなかった、というのである。同様の話は郷土史の文脈では語られており²¹⁾、いわば精神的動機があっただろうことは、特筆に値する。

ここで今一度、看板建築に立ち戻って考えてみたい。「看板」と呼ばれる平坦なファサードが生まれた要因について、藤森氏は、「バラック商店が洋風をベースにしていることを意味する」²²⁾と述べていた。

確かに平坦なファサードは、「看板」として使うには最適だったであろう。しかし、区画整理と建築規制に基づけば、まずはファサードを平坦にする必要性があり、これをうまく利用したとも考えられる。「市街地建築物法」では、前面道路の幅員に応じた「建築線」が定められ、床面積を確保するため建物前面は次第にこの線に揃っていく。震災後の物資不足の中、平入りであった町家は一棟ごとに妻入りでつくり直され、二階の小屋裏を三階のように使用したというが、立ち上がる妻壁の破風部分は被覆するよりも、パラペットで覆った方が簡便で、好都合だったのではないだろうか。

もちろん、洋風の要素は高岡でも確認され、山町筋を中心とする土蔵造りにも、鋳鉄の柱装飾などに西洋の意匠が織り交ぜられるだけでなく、小屋裏にもトラスを用いるなど、積極的な摂取が見られる。しかし、銅板張り家屋に関して言えば、昭和通りなど目抜き通りには装飾的なデザインも見られるものの、古道沿いにはシンプルな一文字張りが並び、いわゆる復興期の看板建築とは趣を異にする。戦前と戦後とでは当然、時代背景も異なるが、緑青を吹いた高岡の銅板からは質の良さも見て取れ、ステータスであったという精神性も滲み出る。

このように高岡の銅板張り家屋は、法規上防火構造とする必要性の産物ではあるものの、伝統的銅産業を誇る古い商都であったからこそ、近代的防火都市へと移行する過程で生み出された歴史の証左であり、その町並みの特徴づける重要な景観要素でもある。すでに多くが失われ始めている現状にも向き合いつつ、これらを建築史的に正しく評価し、積極的に保存することが望まれる²³⁾。

6. おわりに

本稿で述べてきた内容は、次のようにまとめられる。

- i. 高岡は近世から続く銅産業を主軸とした商工業都市であり、大震災や空襲による被害を免れたことから、近世の都市基盤を保持したまま近代的防火都市への移行を果たした。
- ii. 昭和初期以降、防火地区の指定により木造の町家建築を防火構造とする必要性が生じたため、伝統的で身近な材料であった銅板で外壁や軒裏を被覆した、銅板張り家屋が生まれた。
- iii. 昭和戦前期から戦後期にかけて、法制度の進展と新たな都市計画道路の整備により、町家建築形式が段階的に変化したが、高岡に残る銅板張り家屋はその形式的変遷を伝えている。
- iv. 高岡の銅板張り家屋は、関東大震災後の東京を発端とする看板建築とは建築形式も歴史的な脈も同じではなく、むしろ戦後に銅板を用いた贅沢な手仕事であり、ある種のステイタスでもあった。

なお、建築年代をはじめ、現段階では情報が不十分で不明な点も多いため、今後も調査を継続し、詳細を明らかにしていきたい。

謝辞

本調査は、2023年度武蔵野大学研究費により実施したものです。現地調査は2023年6月12～14日、8月8～10日、11月1～2日、12月26～27日に実施し、成果の一部は、工学部建築デザイン学科4年生海野晋作が2023年度卒業論文『富山県高岡市の銅板張り建築に関する研究』としてまとめました。

注及び参考文献

- 1) 高岡市史編纂委員会『高岡市史 下巻』(1964年)によれば、高岡では明治33年の大火後、100戸以上が消失する火災は確認されていない。Cf. 初田亨、中森勉「富山県における明治期の火災予防と建築制限」『日本建築学会計画系論文報告集』第379号(1987年9月), pp. 102-111
- 2) 高岡市教育委員会『鋳物師の町並み 金屋町・内免伝統的建造物群保存対策調査報告書』2011年3月, p. 47には、次のように記される。「それは建物正面の外壁を、緑青の浮いた銅板で覆った銅板張り建築である。建築年代としては、そのほとんどの建物が、昭和戦後期から昭和30年代までに建築されている。昭和初期にこの銅板張り建築と同じような姿態の建築、いわゆる「看板建築」が日本で流行った。ただ看板建築は建物そのものに強いメッセージ性を持っていたのに比べ、当該地区〔引用注：金屋町・内免地区〕の銅板張り建築にはそれが無い。確かに金屋町は銅器産業の町であり、印象として銅板張り建築と連想させたいと思うが、歴史的な脈からは困難である。むしろ高岡市を

象徴する建築の一つとして位置づけられる。」

- 3) 海野晋作『富山県高岡市の銅板張り建築に関する研究』武蔵野大学工学部建築デザイン学科2023年度卒業論文, 2024年1月
- 4) 藤森照信『新版 看板建築』三省堂, 1999年, pp. 7-8
- 5) 江戸東京たてもの園に移築保存されている看板建築のうち銅板張りのものは、植村邸(昭和2年/旧所在地：中央区新富町)、花市生花店(昭和2年/旧所在地：千代田区神田淡路町1丁目)、丸二商店(昭和初期/旧所在地：千代田区神田神保町3丁目)である。Cf. 東京都歴史文化財団江戸東京たてもの園『江戸東京たてもの園 植村邸移築工事報告書』2000年3月
- 6) 看板建築を扱った主な既往文献として以下が挙げられる。大嶋信道「商店建築観察ガイドブック 出桁造から後期看板建築まで」『東京人 東京商店街五十三次』no.91(1995年4月号), pp. 68-73; 宮下潤也『看板建築図鑑』大福書林, 2019年; 萩野正和『看板建築昭和の商店と暮らし』トゥーヴァージンズ, 2019年; マテウシュ・ウルバノヴィチ『マテウシュ・ウルバノヴィチ作品集 東京店構え』エムディエヌコーポレーション, 2018年。なお、平成に建てられた看板建築として、川越「味の店いせや」(2003年)、横浜中華街「tef-tef」(2010年)、亀戸香取勝運商店街(2011年)、秋田県湯沢市の「NEO ロマネスク大町」(1995～2002年)などがあり、宮本はこれらを「看板建築・リヴァイヴァル」と呼んでいる。Cf. 宮本, 前掲書, pp. 148-149
- 7) フランスのルイ14世時代に宮廷建築家マンサールがパリの狭い敷地で面積を確保するため考案した腰折れ屋根のこと。Cf. 藤森, 前掲書, p. 93
- 8) 大嶋, 前掲書, p. 73を参照。大嶋は関東大震災後と昭和戦後に分け、前者を「看板建築」、後者を「後期看板建築」と呼んでいる。また、戦前は平入、戦後は妻入と紹介されており、萩野もこれに倣っている。
- 9) 東京15区における大正11年(1922)の木造建築数は324,969棟であり、震災によって13万棟代に減少するが、大正14年(1925)にはほぼ元の数に回復している。木造に比べ他の構造種別の数は極端に少なく、次に多い土蔵造でも震災前は22,658棟、これが震災で4,000棟代まで減少した。Cf. 初田香成「第2章第1節 都市の基盤整備」千代田区立日比谷図書文化館『特別展 関東大震災100年 首都東京の復興ものがたりー未来へ繋ぐ100年の記憶ー』2023年, p. 27
- 10) 当時は銅が安価だったという記載は以下に見られる：「値の張る銅板がよく使われたのは、当時、銅の値段が安かったからだという。」藤森, 前掲書, p. 133; 「銅はもっとも安価な金属板だったため関東を中心に普及」萩野, 前掲書, p. 10; 「金属板の中でも割と安価で手にいれることができたのが銅で、酸化すると皮膜を形成し、銅板同士の隙間を埋めて防水性が向上す

る。こうした特性も手伝って、震災で被災した関東を中心に銅板建築は最盛期を迎える。しかし、戦中戦後の金属不足により金属板を張る贅沢な銅板建築は減多につくられなくなり、1949年のバラック令の廃止とともに、ファサードに銅板を張る文化は消滅してしまっ

- た。」宮下, 前掲書, p. 146
- 11) 大正13年(1924)9月から市社会局が直営または各区に委託して管理したバラック(収容バラック)に収容されたが、その建設開始6日後に公布された勅令第414号「東京府及神奈川県ノ市街地建築物法適用区域内ニ於ケル仮設建築物ニ関スル件」は、地震発生から半年以内に着工し、5年以内に除去するバラック(仮設建築物)に対して市街地建築物法の適用をほとんど免除するというものだった。田中傑「第2章第2節バラックから不燃建築へ」千代田区立日比谷図書文化館『特別展 関東大震災100年 首都東京の復興ものがたりー未来へ繋ぐ100年の記憶ー』2023年, p. 33
 - 12) 長野県伊那市にある「正藤酒店」。宮下は「これをもって銅板建築が終焉したとみてよいだろう」と記す。宮下, 前掲書, p. 146
 - 13) 藤森, 前掲書, pp. 198-207。これについて萩野は「関東大震災の復興に関わった大工や職人たちが、地元に戻って看板建築を立てることで、その形式が全国に広がった」と述べる。萩野, 前掲書, p. 86
 - 14) 海野卒論及び高岡銅板張り建築台帳を参照のこと。
 - 15) 畠とき子家の主屋(南棟)は昭和23年(1948)とされる。高岡市教育委員会, 上掲書, pp. 94-96。なお、この他の銅板張りについては、金森吉治家(昭和40年代の改築時)、新森慎之助家(昭和36年の改築時)、内嶋芳枝家(昭和41年の増築時)の報告がある。
 - 16) 港区白金台にあった「大久保販売所」。藤森は「軒から屋根にかけては出桁造だが、壁面は看板建築風。こうした中間的なものが震災前にあったのかどうかは不明」と記す。藤森, 前掲書, p. 36
 - 17) Tan Yeow Woon, "Façade & Design of Shophouses in Southeast Asia and Padang" in National Research Institute for Cultural Properties, Tokyo ed., *Laporan 'Workshop mengenai Rehabilitasi Kawasan Padang Lama di Provinsi Sumatera Barat'*, 2016, pp. 57-83
 - 18) 初田・中森, 上掲書
 - 19) いずれも富山県公文書館所蔵『富山県報』より複写。
 - 20) 火災後、すぐに再建された家屋があった一方で、遅いものは大正11年(1922)の建設であったという。Cf. 初田・中森, 上掲書
 - 21) 山本和代子「氷見往来」では銅板張りについて次の記述があり、管見の限り、最も銅板張りを詳しく評価したものである: 「氷見往来に沿って、銅板葺きの青々とした色彩の家々が続く。高岡には、銅板葺の建造物がとても多く見られる。銅板葺は、江戸時代から神社仏閣などで、すでに見られる工法だが、関東大震災

後、防火建築として全国の民家に広く普及した。建物の道路側を銅板で覆い、木造部分に火が掛かるのを防いだのだ。北陸においては、厳しい風雪から建物を守るという意味も大きかった。高岡は鋳物の本場だけあって、板金職人さんが高度な銅板加工技術を保有していたことも、地元で銅板葺が普及した理由のひとつである。それから、高級建材である銅板で店構えを装飾することは、高岡商人の憧れであり、ステータスであったし、銅板が月日とともに変色し、飴色から深みのある緑錆色に移っていく様が、銅器の町に生まれ育った人々の美意識にしっかりと馴染んでいたからなのであろう。高岡は日本一銅板葺建築が多い町だという人もあるほどだ。特に、成美校下の銅板葺建築群はその数の多さにおいて圧巻であり、全国的に見てもこれほど銅板葺建築が密集している区域はほかにないだろう。」千保川を語る会編『高岡開町400年記念出版 千保川の記憶』桂書房, 2009年, p. 329

22) 藤森, 前掲書, p. 54

23) 現行の建築基準法では、準防火地域で2階以下の木造の場合、令136号の第1項3号で「イ 従来の防火構造」「ロ 防火構造と同等の性能を有する建築物」とされている。防火構造とは外壁と軒裏のみに規定された構造であり、銅板張り家屋も下地の性能を確保すれば建築可能なはずである。

【参考資料】大正9年(1920)「市街地建築物法施行規則」より、本稿に関連する箇所を以下に抜粋した。

第一條

(前略)

- 十 不燃材料トハ煉瓦、石、人造石、「コンクリート」、鉛、「アスファルト」、陶磁器ノ類ヲ謂フ
- 十三 壁體ノ耐火構造トハ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノヲ謂フ
 - イ 厚一尺以上ノ煉瓦造又ハ石造
 - ロ 厚四寸以上ノ鐵筋「コンクリート」造
 - 鐵骨造ノ場合ト難壁體ノ厚ハ本號ノイ又ハロノ規定ニ依ル
- 十四 床又ハ屋根ノ耐火構造トハ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノヲ謂フ
 - イ 鐵筋「コンクリート」造
 - ロ 鐵骨ヲ有スル鐵筋「コンクリート」造、煉瓦造又ハ石造
 - ハ 煉瓦造又ハ石造
 - ニ 最下階ノ床ニ在リテハ土間、叩、石敷ノ類
- 十五 柱ノ耐火構造トハ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノヲ謂フ
 - イ 煉瓦造又ハ「コンクリート」造
 - ロ 鐵筋「コンクリート」造
 - ハ 鐵柱ニシテ耐火的ニ有効ナル被覆ヲ爲シタルモノ
 - ニ 石造ニシテ地方長官ノ承認セルモノ
- 十六 階段ノ耐火構造トハ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノヲ謂フ
 - イ 鐵筋「コンクリート」造、煉瓦造又ハ石造
 - ロ 鐵骨ヲ有スル鐵筋「コンクリート」造、煉瓦造又ハ

石造

ハ 鐵造

- 十七 甲種防火戸トハ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノヲ謂フ
 - イ 鐵製ニシテ鐵板ノ厚五厘以上ノモノ
 - ロ 鐵骨「コンクリート」造又ハ鐵筋「コンクリート」ニシテ厚一寸二分以上ノモノ
 - ハ 厚五寸以上ノ土蔵扉
 地方長官ハ防火戸ノ構造ノ種類ニ依リ適當ト認ムルモノニ對シ前各號ノ規定ニ拘ラス別段ノ定ヲ爲スコトヲ得
- 十八 乙種防火戸トハ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノヲ謂フ
 - イ 鐵製ニシテ鐵板ノ厚五厘未滿ノモノ
 - ロ 鐵骨「コンクリート」造又ハ鐵筋「コンクリート」ニシテ厚一寸二分未滿ノモノ
 - ハ 木造又ハ鐵造ニシテ屋外ニ面スル部分ヲ厚一寸以上ノ「モルタル」漆喰又ハ適當ナル厚ノ石綿壁ノ類ヲ以テ被覆シタルモノ
 地方長官ハ防火戸ノ構造ノ種類ニ依リ適當ト認ムルモノニ對シ前各號ノ規定ニ拘ラス別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

(中略)

第四章 防火地區

- 第一百八條 防火地區ハ甲種防火地區及乙種防火地區ノ二種トス
- 第一百九條 甲種防火地區内ニ在ル建物ハ其ノ外壁ヲ耐火構造ト爲スヘシ
- 第一百二十條 甲種防火地區内ニ在ル建物ノ軒、軒蛇腹、屋窓、裝飾塔ノ類ハ不燃材料ヲ以テ構成スヘシ
- 第一百二十一條 甲種防火地區内ニ在ル建物ノ窓及出入口ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ甲種防火戸ヲ設クヘシ但シ鐵骨網入硝子造ニシテ其ノ面積三十平方尺以内ノ窓又ハ屋根、床、柱及階段耐火構造ナル建物ノ窓ニ在リテハ此ノ限ニ在ラス
 - 一 其ノ面スル道路ノ對側境界線ヨリ六間未滿ノ距離ニ在ルトキ但シ建築線道路境界線ト一致セサル場合ニ在リテハ建築線ヲ以テ道路境界線ト看做ス
 - 二 隣地境界線又ハ隣接建物ニ面シ其ノ水平距離六、間未滿ナルトキ
 - 三 隣地境界線又ハ隣接建物ヨリノ水平距離六間未滿ノ位置ニ在ルトキ但シ窓ノ枠及組子鐵造又ハ金属板ヲ以テ被覆セルモノハ此ノ限ニ在ラス
 公園、廣場、河、海等ノ空地ニ面スル窓ニ付テハ前項ノ規定ノ適用ニ於テ其ノ空地ヲ道路ト看做ス
- 第一百二十二條 甲種防火地區内ニ在ル建物ノ屋根ハ耐火構造ト爲スヘシ但シ厚一寸五分以上ノ不燃材料ヲ以テ構成シタル野地ヲ有スルトキハ此ノ限ニ在ラス
- 第一百二十三條 甲種防火地區内ニ在ル建物ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ其ノ床、柱及階段ヲ耐火構造ト爲スヘシ
 - 一 建築面積二百坪以上ニシテ階数二以上ノモノ
 - 二 建築面積百坪以上ニシテ階数三以上ノモノ
 - 三 階数四以上ノモノ
- 第一百二十四條 甲種防火地區内ニ在ル建物ニシテ道路ニ面セサルモノハ其ノ高十八尺ヲ、軒高十二尺ヲ、建築面積十二坪ヲ超過セサル場合ニ限リ乙種防火地區内ニ在ル建物ニ間スル規定ニ依ルコトヲ得但シ地方長官建物ノ用途ニ依リ火災豫防上危険ノ處アリト認ムルモノハ此ノ限ニ在ラス
- 第一百二十五條 甲種防火地區内ニ在ル塙壁ハ不燃材料ヲ以テ構成

スヘシ

- 第一百二十六條 乙種防火地區内ニ在ル建物ハ其ノ外壁ヲ耐火構造又ハ準耐火構造ト爲スヘシ
- 第一百二十七條 前條ノ準耐火構造トハ左ノ各號ノ一ニ該當スル構造ヲ謂フ
 - 一 鐵骨造ニシテ外部ヲ生子板張ト爲シタルモノ
 - 二 鐵骨造又ハ木造ニシテ外部ニ左ノ各號ノ一ニ該當スル被覆ヲ爲シタルモノ
 - イ 外面ニ石、煉瓦又ハ人造石ノ類ヲ用井其ノ厚三寸以上ノモノ
 - ロ 瓦貼ノ上ニ「セメント、モルタル」塗トシ厚合計一寸二分以上ノモノ
 - ハ 厚一寸二分以ノ「セメント、モルタル」塗又ハ「コンクリート」塗
 - ニ 「セメント、モルタル」塗ノ上ニ化粧煉瓦貼トシテ厚合計一寸二分以上ノモノ
 - ホ 木骨土蔵造ニシテ塗土、漆喰等ノ厚合計三寸以上ノモノ

三 其ノ他地方長官之ニ準スト認メタルモノ

- 第一百二十八條 乙種防火地區内ニ在ル建物ノ軒、軒蛇腹、屋窓、裝飾塔ノ類ハ不燃材料ヲ以テ構成シ又ハ被覆スヘシ
- 第一百二十九條 乙種防火地區内ニ在ル建物ノ窓及出入口ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ甲種防火戸又ハ乙種防火戸ヲ設クヘシ但シ鐵骨網入硝子造ニシテ其ノ面積四十平方尺以内ノ窓又ハ屋根、床、柱及階段耐火構造ナル建物ノ窓ニ在リテハ此ノ限ニ在ラス
 - 一 其ノ面スル道路ノ對側境界線ヨリ三間未滿ノ距離ニ在ルトキ但シ建築線道路境界線ト一致セサル場合ニ在リテハ建築線ヲ以テ道路境界線ト看做ス
 - 二 隣地境界線又ハ隣接建物ニ面シ其ノ水平距離三間未滿ナルトキ
 - 三 隣地境界線又ハ隣接建物ヨリノ水平距離三間未滿ノ位置ニ在ルトキ但シ窓ノ枠及組子鐵造又ハ金属板ヲ以テ被覆セルモノハ此ノ限ニ在ラス
 公園、廣場、河、海等ノ空地ニ面スル窓ニ付テハ前項ノ規定ノ適用ニ於テ其ノ空地ヲ道路ト看做ス
- 第一百三十條 乙種防火地區内ニ在ル建物ノ屋根ヲ金属板ヲ以テ被覆スルトキハ其ノ野地ヲ厚一寸以上ノ不燃材料ヲ以テ構成スヘシ
- 第一百三十一條 乙種防火地區内ニ在ル建物ノ界壁ハ防火壁ト爲スヘシ
- 第一百三十二條 建物防火地區ノ境界線外ニ互ル場合ニ於テハ其ノ全部ニ對シ防火地區内ノ建物ニ間スル規定ヲ適用ス但シ其ノ建物ノ部分ヲ成ス防火壁ニシテ防火地區外ニ在ルトキハ其ノ防火壁外ノ部分ニ付テハ此ノ限ニ在ラス
- 第一百三十三條 建物甲種防火地區及乙種防火地區ニ互ル場合ニ在リテハ其ノ全部ニ對シ甲種防火地區内ノ建物ニ間スル規定ヲ適用ス但シ其ノ建物ノ部分ヲ成ス防火壁ニシテ甲種防火地區外ニ在ルトキハ其ノ防火壁外ノ部分ニ付テハ此ノ限ニ在ラス
- 第一百三十四條 前三條ノ防火壁ニ付テハ第三十條ノ規定ヲ準用ス
- 第一百三十五條 地方長官ハ防火地區内ニ在ル建築物ニ関シ本令ノ規定ノ外火災豫防上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

(後略)



写真1 昭和通り「天野商店」
(2023.12 撮影)



写真2 平米町の銅板張り家屋
(2023.8 撮影)



写真3 金屋町の銅板張り家屋 (2023.12 撮影)



写真4 大町「清風堂」(閉業) (2023.12 撮影)



写真5 平米町の銅板張り家屋 (2023.12 撮影)



写真6 京町の銅板張り家屋 (2023.12 撮影)



写真7 川原町の銅板張り家屋 (2023.8 撮影)



写真8 川原本町の銅板張り家屋 (2023.11 撮影)



写真9 江戸東京たてももの園 植村邸 (中央) (2022.10 撮影)



写真10 江戸東京たてももの園 花市生花店 (右) (2022.10 撮影)